

昭和58年2月16日

第 881 号

広報うねだ

毎月1日・16日発行

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田24100
印刷 田辺印刷



親子で楽しく

1月30日から31日にかけて、菅平で「親子スキー教室」が開かれました。この教室は今回が初めての企画で、13組26人の皆さんが参加しました。

皆さんは、親子で助け合いながら楽しくスキー技術を学び、「来年もぜひ企画して欲しい」と話していました。

主な内容

交通渋滞を考える⑥	2・3ページ
昭和56年度の決算を公表します	4～6ページ
春の火災予防運動・2月28日～3月13日	7ページ
水道料金が変わります	8・9ページ
お知らせ	10・11ページ
人権擁護委員、5名の皆さんに委嘱	12ページ

市民と市長の日

毎月1日に行っています「市民と市長の日」を、来月は都合により3月2日(木)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を3月1日(火)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

渋滞の マイナス1,000台運動

上田市交通渋滞対策会議で決定

4月中に四方策で実施

上田市交通渋滞対策会議は、二月七日に総会を開き、「あなたの協力 ゆとりの通勤 マイナス一〇〇〇台運動」をスローガンとした交通渋滞解消策を、正式に決定しました。その内容は、①時差

出勤、②ノーカーデー、③二輪車への乗り換え、④公共交通機関への乗り換えの四つの方策からなっており、四月中には実施する予定です。



交通渋滞の解消には、電車・バスといった公共交通機関の利用も大きな比重を占めています。(上田交通別所線の赤坂上駅で)

上田市交通渋滞対策会議（会長 小山商工会議所会頭）は、二月七日、市役所で総会を開き、さきに同会議小委員会で作案として承認された四つの方策からなる交通渋滞解消策を正式に決定し、四月中に実施することとしました。また、この解消策を市民総ぐるみの運動とするため、「あなたの協力 ゆとりの通勤 マイナス一〇〇〇台運動」の名称で実施することも決定しました。

この運動は、マイカー通勤者及び事業所などが、それぞれの条件に合った方法を選択できるよう、①時差出勤、②ノーカーデー、③自転車・バイクへの乗り換え、④公共交通機関への乗り換えの四つの方策からなっています。

この運動を定着させるには、マイカー通勤者はもちろん、マイカー通勤者が勤める事業所の事業主及び労働組合の皆さんに運動の主旨を十分理解していただき、事業所ぐるみの積極的な協力が必要です。このため、上田市交通渋滞対策会議では、従業員三十人以上の約二百八十事業所へ協力をお願いするとともに、各事業所がどのような方法で実施するのかを調査するアンケートを二月中に行います。すでに、上田商工会議所では、一月二十日開催の新年議員総会で

置し、近く同委員会を開催する予定です。この委員会では、上田市

交通渋滞対策会議で決定をみた渋滞解消運動について協議し、各事

業所へ協力を呼びかけていくことになっていきます。

②事業所内で従業員を分けて時差出勤する方法と、事業所単位で時差出勤する方法があるが、各事業所で可能な方法を取る。

と二輪車への乗り換えを推進することを原則とするが、特に通勤距離四キロメートル未満のマイカー通勤者に推進する。

交通渋滞を考える ⑥

マイカー通勤者意識調査

このアンケートは、上田市交通渋滞対策会議が上田市の千曲川右岸地区にある従業員30人以上、183社の従業員2,857人を対象に実施、2,206人から得た回答結果です。

図1 渋滞により何らかの影響を受けている。

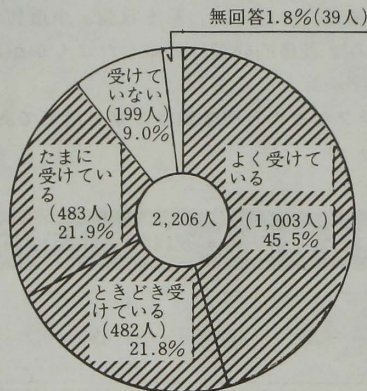


図2 今のうちに何らかの手を打つべきだ。

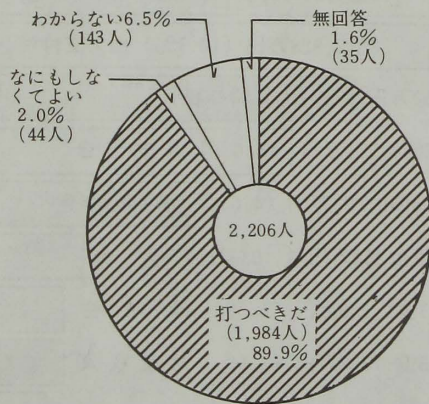
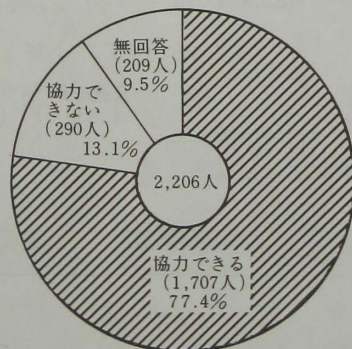


図3 解消策が実施されたら協力できる。



ゆとりある通勤はみんなので

置し、近く同委員会を開催する予定です。この委員会では、上田市

交通渋滞対策会議で決定をみた渋滞解消運動について協議し、各事

業所へ協力を呼びかけていくことになっていきます。

「あなたの協力 ゆとりの通勤

マイナス一〇〇〇台運動」は、時

差出勤など四つの方策からなり、

朝の通勤時間帯(午前七時～九時)

に集中するマイカーを、時間的に

分散させるか抑制する二つの方法

を取ります。これにより、マイカ

ーを最低一〇〇〇台減少させて交

通渋滞の緩和を図り、マイカー通

勤者の時間的損失をなくそうとい

うものです。

すでに、五回にわたりシリーズ

「交通渋滞を考える」でお知らせ

してきたように、大多数のマイカ

ー通勤者は渋滞によりなんらかの

影響を受け、なんらかの解消策を

願ひ、解消策ができれば協力を惜

しまないと考えています(図①②)

③その解消策は、二月七日の上

田市交通渋滞対策会議で決定し、

四月中にはスタートします。

あなた自身で考え、あるいは事

業所ぐるみで話し合い、それぞれ

の条件に合った方法を選びましよ

時差出勤

①事業所の始業時刻を繰り下げ、
または繰り上げて、各事業所の
マイカー通勤者が渋滞時間帯を
避けて通勤できるようにする。

ノーカーデー

②事業所内で従業員を分けて時差
出勤する方法と、事業所単位で
時差出勤する方法があるが、各
事業所で可能な方法を取る。

二輪車への乗り換え

全マイカー通勤者に、自転車な

公共交通機関への乗り換え

①現行の運行状況でも乗り換えの
できる人から乗り換える。
②現状の公共交通機関では困難な
面もあるので、次の改善を関係
機関にお願いしながら推進して
いく。

- (1) 競合バス路線の運行の調整
- (2) バス、電車の増発
- (3) バス、電車の接続の改善
- (4) 共通乗車券の発行、及び運賃の見直し
- (5) バス路線の新設

渋滞

交通渋滞を解消する

交通

すに、上田商工会議所では、
「一月二十日開催の新年講習会」で
「交通渋滞対策実行委員会」を設

昭和56年度の決算を公表します

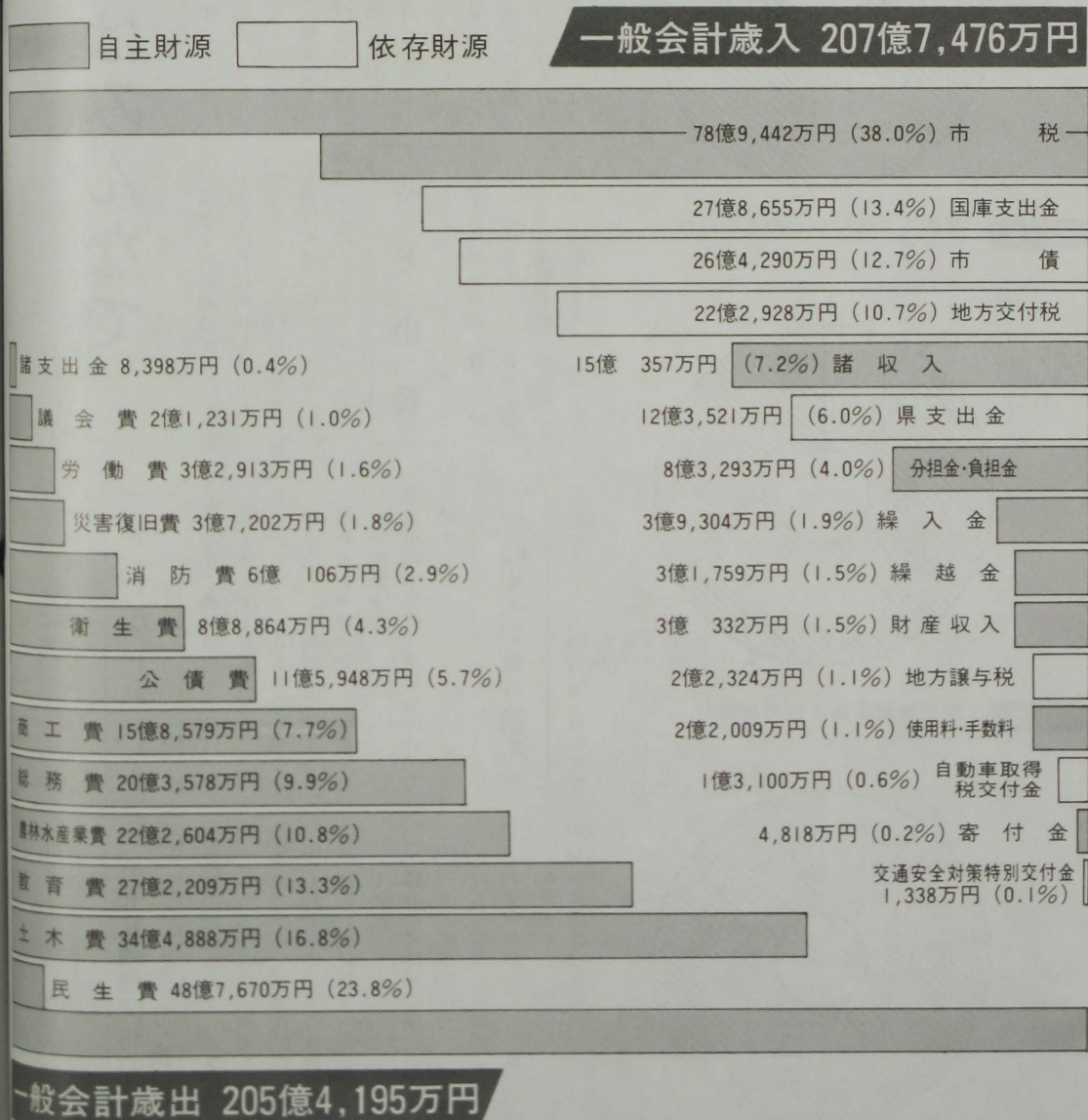
昭和56年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算が、12月定例市議会で認定されましたので、その内容を公表します。

一般会計は、収入総額207億7,476万余円、支出総額205億4,195万余円で、差し引き2億3,280万余円の黒字決算で終了しました。なお、実質収支は、翌年度繰越額(繰越明許費)1,228万円を差し引き、2億2,052万余円の黒字となります。これを前年度と比較すると、収入総額では10.4%、支出総額では11.0%それぞれ伸びています。

特別会計は、各会計とも計画どおりの事業を行い、国民健康保険事業、公共下水道事業など7会計とも黒字で決算を終了しました。

公営企業会計は、独立採算制を目的に努力し、農業共済事業、産院事業については黒字決算で終了しました。水道事業については、給水収益、水道利用加入金が増加し、義務的経費は節減したにもかかわらず増加し、赤字決算となりました。

(注) グラフなどの万円未満は、切り捨ててあります。



▶ 昭和56年度から進められていた上田城西櫓(やぐら)の改修工事が昨年10月に完成。

▼ 太陽熱のソーラーシステムを導入した新しい老人福祉センターが昭和56年10月に完成。



一般会計の主な使いみち

民生費



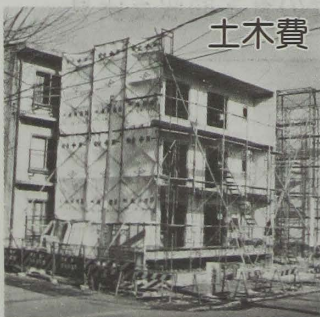
老人医療費給付金	5億2,827万円
老人福祉センター建設工事費	3億 142万円
同和対策生活環境整備費	2億7,135万円
養護老人ホーム改築工事費	2億5,038万円
東塩田保育園建設工事費	1億9,229万円
児童手当支給額	1億5,053万円

農林水産業費



農 地 費	7億3,526万円
(うち、小牧橋建設事業は1億9,862万円)	
農業振興費	2億8,071万円
同和地区農業振興費	2億1,751万円
農村総合整備モデル事業費	1億6,967万円
農業改善事業費	1億3,171万円

土木費



道路改良舗装工事費(266件)	6億6,167万円
自然運動公園整備工事費	5億1,709万円
市営住宅建設費(古里団地)	2億7,567万円
都市計画街路事業費	2億2,508万円
上田原団地住戸改善事業費	1億9,173万円
橋りょう新設改良工事費	1,899万円

教育費



学校建設用地費	4億8,332万円
(南小、神科小)	
学校建設工事費	4億3,680万円
(北小、神科小)	
小中学校改修工事費	1億1,615万円
塩尻地区公民館新築工事費	9,834万円
上田城西櫓保存修理費	1,300万円

商工費



融資預託金	12億5,200万円
観光道路整備工事費	884万円

特別会計の事業状況

土地取得事業

○公有財産購入状況(4件) 2億 882万円

塩田有線放送電話事業

○加入者数 3,679戸

国民健康保険事業

○国民健康保険加入状況

世帯数 13,865世帯 (加入率40.60%)

被保険者数 36,026人 (加入率31.84%)

○保険給付状況

件数 297,514件

費用額 41億1,353万円

○受診率

年間1人当り 6.7件

○高額療養費給付状況

件数 5,394件

給付額 2億8,080万円

交通災害共済事業

○共済掛金収入(93,589人) 2,246万円

○見舞金支給額(478件) 2,108万円

○学童ヘルメット贈呈状況(1,400人) 100万円

福祉事業センター事業

○利用実人員 115人

○作業工賃 7,703万円

同和地区住宅新築資金等貸付事業

○貸付額(100件) 4億4,610万円

公共下水道事業

○公共下水道建設工事費 9億6,504万円

○下水道処理場費 1億5,075万円

公営企業会計の事業状況

農業共済事業

○農作物共済関係被害

被害者数170人、支払共済金394万円

○蚕繭共済関係被害

被害者数45人、支払共済金296万円

○家畜共済関係事故

①死傷事故(454頭) 支払共済金 1,588万円

②病傷事故(1,424件) 支払共済金 1,047万円

○果樹共済関係被害

被害者数53人、支払共済金520万円

○畑作物共済関係

引受なし

○園芸施設共済関係被害

被害者数5人、支払共済金28万円

産院事業

○病院経営の主体である利用者数

入院患者数 延べ 7,756人

外来患者数 延べ 11,922人

出生数 539人

水道事業

○給水の状況

給水戸数 28,429戸

給水人口 92,682人

年間有収水量 11,321,949m³

年間総配水量 16,264,907m³

○拡張工事の概況

か所数 41か所、工事費 5億 864万円

○建設改良工事の概況

か所数 39か所、工事費 7,098万円

○保存工事の概況(30万円以上)

か所数 48か所、工事費 5,323万円

＝昭和56年度の決算状況＝

特別会計の収支決算

事業名	決	算	額
土地取得事業	歳入		3億4,103万円
	歳出		3億2,882万円
塩田有線放送電話事業	歳入		4,327万円
	歳出		3,828万円
国民健康保険事業	歳入		33億 377万円
	歳出		32億7,765万円
交通災害共済事業	歳入		2,828万円
	歳出		2,663万円
福祉事業センター事業	歳入		1億2,729万円
	歳出		1億2,626万円
同和地区住宅新築資金等貸付事業	歳入		6億5,519万円
	歳出		6億4,681万円
公共下水道事業	歳入		15億2,435万円
	歳出		14億8,616万円
合 計	歳入		60億2,322万円
	歳出		59億3,064万円

公営企業会計の収益的収支決算

企業名	決	算	額
農業共済事業	歳入		2億2,037万円
	歳出		2億 497万円
産院事業	歳入		2億 298万円
	歳出		2億 233万円
水道事業	歳入		8億7,920万円
	歳出		8億8,186万円

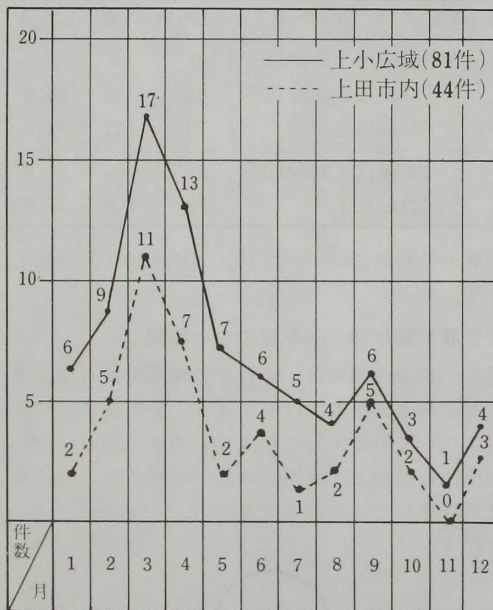
公営企業会計の資本的収支決算

企業名	決	算	額
農業共済事業	歳入		—
	歳出		—
産院事業	歳入		226万円
	歳出		466万円
水道事業	歳入		6億4,473万円
	歳出		7億1,068万円



火災の発生件数は春に集中しています。

昭和57年 月別火災発生件数表



「春の全国火災予防運動」が、二月二十八日(月)から三月十三日(日)までの二週間、全国いっせいに行われます。今回の統一標語は「火の用心、心で用心、目で用心」。

この季節は、気象の変化が激しく、空気が乾燥したり、春特有の突風が吹くなど、火災が発生しやすい条件がそろっています。

上小広域広域行政事務組合消防本部がまとめた「昭和五十七年、

火の用心 心で用心 目で用心

春の火災予防運動・2月28日～3月13日

火災統計によると、月別の火災発生件数は、三月を中心とした春に集中していることがわかります。

火災予防運動は、市民一人ひとりが防火の心がけを新たにし、人命や財産をみんなで守るために行われます。火のもとには、じゅうぶん気をつけましょう。

今回の重点目標

- ① 身体不自由者などを中心とした焼死防止対策の徹底
- ② 家庭における防火対策の推進
- ③ 防火対象物にかかる防火安全の確保(特に旅館、ホテルなどの適マーク制度の徹底など)
- ④ 防災機器などの普及の推進
- ⑤ 異常乾燥時、及び強風時の火災発生防止対策の徹底

社会保険出張相談日 〔3月〕

- ★千曲川左岸地区 第1火曜日 1日
第3火曜日 15日
会場…松尾工業株式会社(川辺町)
- ★千曲川右岸地区 第2火曜日 8日
第4火曜日 22日
会場…上田商工会議所(大手町)
○各会場とも午前9時～午後3時

文化講演会を開催します

市教育委員会では、次により文化講演会を開催します。多数の皆さん、御参加ください。

と き…3月12日(土)午後1時30分

ところ…消防会館3階会議室(上田公園前)

演 題…「日本基層文化と八ヶ岳山ろく焼畑と稲作を追って」

講 師…国立歴史民俗博物館・坪井洋文教授

やむを得ず料金改定

増える借入金返済

伸び悩む収入

水道事業は、地方公営企業法という法律によって、すべての事業活動に必要な経費を料金収入で賄う「独立採算」が建て前になっています。しかし、将来にわたって水を安定供給するために行っている工事は、そのほとんどの資金が企業債の借入れに頼らざるを得ません。この借入金の返済が水道事業を苦しくしていますが、断水になることを考えますと工事をやめるわけにはいきません。

経済が低迷している昨今、冷夏などの気象的条件も重なって、水需要が鈍化し、料金収入が伸び悩んでいます。

そこで、今回、やむを得ず料金の改定をお願いするものです。

改定率30%未満の 使用者が半数

日常生活への影響最少限に

新しい料金は、「新水道料金表」とおりですが、料金改定率の平均は31.83%です。

料金改定の主な内容は次のとおりです。

①家庭で使用する水道料金の改定率を低く

口径別料金体系により料金が決められていますが、家庭でご使用いただく口径13ミリの量水器使用者(全体の使用者の92.5%を占めている)については、市民の日常生活への影響を考慮し、改定率が低くなっています。

使用実態からみると、基本水量(1か月8^m3)以下の使用は7,409件(全体の約4分の1)ありますが、この方々は改定率18.6%です。

普通に使っているご家庭(平均使用水量1か月17^m3)の方は、現行1,015円が295円値上がり1,310円(29.1%増)になります。

また、口径13ミリ、20ミリ、25ミリの小口使用者の皆さんに対しては、従来どおり8^m3使用までの水量料金を0円(無料)とし、生活用水については、料金負担をできるだけ軽くしました。

②生活保護世帯、母子世帯は基本料金を減免

水道料金審議会の「料金改定について」の答申付帯意見を受けて、生活保護などの低所得世帯に対しては、基本料金を2分の1としました。生活保護世帯の皆さんは福祉事務所からの通知により適用し、

現行料金と改定料金の比較表

①基本料金

量水器の口径	現 行 料 金	改 定 料 金	改 定 率
13 ^{mm}	430 ^円	510 ^円	18.6 [%]
20	800	980	22.5
25	1,130	1,420	25.7
30	1,930	2,460	27.5
40	2,950	3,820	29.5
50	4,970	6,180	24.3
75	10,960	14,070	28.4
100	17,890	23,260	30.0
125	26,970	35,220	30.6
150	38,770	50,440	30.1

②水 量 料 金 (1^m3につき)

量水器の口径	使 用 水 量	現行料金	改定料金	改定率
13mm、20mm 25mm	1 ^m 3以上8 ^m 3以下	0 ^円	0 ^円	— [%]
	9 ^m 3以上30 ^m 3以下	65	89	36.9
	31 ^m 3以上	74	102	37.8
30mm以上	1 ^m 3以上30 ^m 3以下	65 ^円	89 ^円	36.9 [%]
	31 ^m 3以上	74	102	37.8

母子世帯の皆さんについては、届け出により適用されます。

③料金計算期間は58・59年度の2か年間

新しい料金の適用は、4月1日使用分からになりますが、料金計算期間は58年度から59年度までの2年間になっています。これは経営の健全性と料金の安定性との調和と、現下の厳しい経済情勢を考え合わせて計算したことによります。



水道料金が変わります

4月使用分から新料金に



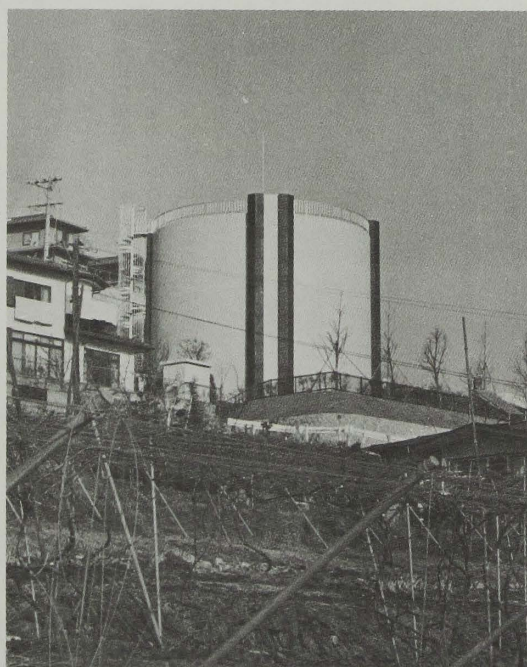
市の水道料金が、4月1日から変わります。
私たちの生活に欠かせない水道の水を断水することなく将来にわたって安定して供給するため、市水道局では配水池を建設したり、水道管を布設していますが、これにはたいへんな費用がかかります。この費用は、料金収入ではまかなえませんので、企業債を借り入れています。このために企業債利息などが毎年かさんで現行料金で水道事業を維持するこ

とが苦しくなってきました。しかしながら、水道施設の建設に手をこまねいていたのでは、地域によっては断水などの恐れもあり、市民の皆さんに迷惑をかけることになります。

そこで、水道料金審議会に料金改定を諮り、12月市議会で改定案が承認されました。新しい水道料金は、4月使用分から適用されます。

市民皆さんの御理解と御協力をお願いします。

給水能力のアップを目指して建設した神科配水池



安定給水には巨額の資金 将来を見越した投資事業

きれいな水を常時、豊富に安定して供給することにより、市民の皆さんが日常生活や事業を安心して営むことができます。このためには、将来にむけて水道の施設整備や配水管の布設などを積極的に行っていく必要があります。

水の需要が施設的能力を超えてしまったり、配水管

が古くなって破裂したときなどは、給水できなくなったり、断水になってしまい私たちの生活はたいへん不便になります。商工業を営んでいる皆さんも致命的な影響を受けることになります。そこで、将来の給配水に支障のないよう建設計画を立て、毎年8億円から9億円の巨額の資金を必要とする先行投資をしなければなりません。

水道料金表

量水器 の口径	料 金 (1か月)		
	基 本 料 金	水 量 料 金	
		水 量	料 金 (1m ³ につき)
13mm	510円	1 m ³ 以上 8 m ³ 以下	0 円
20	980	9 m ³ 以上 30 m ³ 以下	89
25	1,420	31 m ³ 以上	102
30	2,460	1 m ³ 以上 30 m ³ 以下	89円
40	3,820		
50	6,180		
75	14,070		
100	23,260	31 m ³ 以上	102
125	35,220		
150	50,440		

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けている者である使用者又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである使用者(管理者が別に定める者に限る。)の使用に係る量水器の口径が13ミリメートルである場合における基本料金は、2分の1とする。

お知らせ



2月3日は節分。各地で「豆まき」が行われました。ここ北向観音でも市長、ドラえもんの声の大山のぶ代さん、俳優の寺島達夫さんなどが、集まった善男善女に向かって元気よく「豆まき」をしました。

固定資産税

課税台帳を縦覧

3月1日～3月22日

資産税課

☎224100内線236・237
有線20681

昭和五十八年度固定資産税の基礎となる評価額などが、法第四〇条の規定により決まりました。次のとおり課税台帳の縦覧を行いますので、御覧ください。

縦覧できる台帳：土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳

縦覧期間と時間：三月一日(火)から三月二十二日(火)までの午前八時

市への物品納入

「見責参加額」の提出

土曜日は正午まで、日曜・祝日は休み)

縦覧場所：市役所本庁舎一階資産税課

持ち物：本人が縦覧する場合は印鑑、代理人の場合は自分の印鑑と代理人選任届が委任状をお持ちください。

決定した評価額

○昭和五十八年度は据え置き年度のため、土地の地目変更などの異動や家屋の損壊及び新增築・改築などが無い場合は、五十七年度価格に据え置かれています。○地目変更や家屋の新增築などがあった場合は、新しい評価額などが決定されていますので、この期間に御覧になることをお勧めします。

審査の申し出：新しく価格の決定があったもので、固定資産課税

服のある人は、三月一日から四月一日までの間に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

税負担の調整：昭和五十七年度から、土地の固定資産税は、地方税法の規定により一定の負担調整措置が行われています。

納期について：昭和五十七年度は、基準年度であり国会の審議なども遅れたため第一期の納期が五月でしたが、五十八年度は、四月、七月、十二月、翌年二月末の四納期です。

市育英会の58年度

奨学生を募集

教育委員会庶務課

☎224100内線545
有線20661

資格：①昭和五十八年四月から

高等学校(全日制、定時制)に進学する中学生 ②昭和五十八年四月現在、高等学校に在学している生徒

申込方法：在学している中学校、高等学校の担任の先生に相談して、手続きしてください。

申込期限：三月十九日(出) 決定：育英会の評議員会で審査

合同行政相談所を

開設します

生活環境課生活係

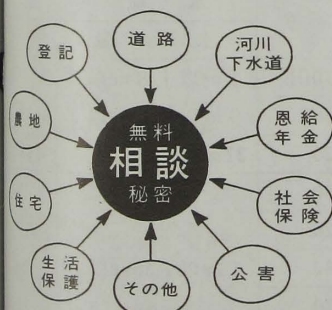
☎224100内線301

長野行政監察局の主催で、行政諸般にわたっての相談と、国、県、市の業務に対する苦情、要望などについての合同行政相談所を次のとおり開設します。お気軽におでかけください。

とき：二月二十五日(金)午前十時から午後三時

ところ：上田西武店五階ねむの木広場(駐車場は無料です)

出席する機関：長野行政監察局、長野地方方法務局、上小地方事務所、上田建設事務所、上田市、行政相談委員



青年県外研修に

御参加を

青少年対策室

☎224100内線680

第二十五回上田市青年県外研修を行います。これは、県外青年との交歓会をとおして、その地域の教育、文化、社会生活などの実態を知ることにより青年団体活動の推進に役立てることを目的として実施するものです。

皆さん、ふるって御参加ください。

研修日時：三月五日(土)・六日(日)の一泊二日

研修地：栃木県茂木町

応募資格：現在、青年団体やサークルに加入している人及び団体活動を希望する人で、二十歳以上三十五歳未満の市内にお住まいの勤労青年

募集人員：二十名(定員になり次第、締め切ります)

選考方法：レポート及び書類審査

申込方法：二月二十八日(月)までに青少年対策室へお申し込みください。

研修経費：市の補助がありますので、個人負担は五千円程度

その他：決定者には、事前研修を

第 4 期

第 9 期

(都市計画

第 9 期です。

御協力くだ

(月)です。

線20691)

わが郷土

(作品)

市への物品納入

「見積参加願」の提出

管財課 ☎24100
内線255・256

昭和五十八年度 市へ物品の納入を希望される人は、「見積参加願」が必要ですので、次により御提出ください。

提出期限：二月二十八日(月) 期日までに提出されますと、市の規則により資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

提出先：お問い合わせ先：管財課(市役所本庁舎三階)

必要書類：①見積参加願 ②営業概要調書 ③事業経歴書 ④納税証明書(事業税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の各一通

用紙は管財課にあります。

建設工事入札

「参加願」の提出

管理課庶務係
☎24100内線343

昭和五十八年度、市関係の建設

工事指名競争入札に参加を希望される方は、建設工事参加資格審査申請」の手続きが必要です。次により、早めに手続きをしてください。

必要書類：①建設工事参加資格審査申請書、②市税完納証明書、③代表者の身分証明書、④経営事項審査申請書の写し、⑤委任状または社内規則、⑥建設業退職金共済組合加入証明書(加入者に限る)

提出期間：三月一日(火)から三月三十一日(木)まで

提出先：管理課庶務係

郵便局の

窓口取扱時間の変更

上田市内の郵便局の「郵便」及び「電報事務」の窓口取扱時間が、二月十四日から、次のとおり変更になりました。

へ上田郵便局

1、窓口取扱時間

▽平日：午前九時～午後七時

▽土曜日：午前九時～午後三時

▽日曜日・休日：取り扱いません

ただし、日曜日に休日が連続した場合の休日は、午前九時から午後〇時三十分まで取り扱います。

2、窓口取扱時間外の取り扱い

①窓口取扱時間外であっても、次の郵便物の引き受けは行います。⑦料金後納とする日刊の新聞及び官報 ④速達郵便物及び引受時刻証明郵便物 ⑦外国あて航空郵便物及び別配達郵便物

②私書箱配布郵便物及び不在留置郵便物並びに局留置郵便物などの交付は次の時間も取り扱います。

▽平日：午前八時～午後八時
▽土曜日：午前八時～午後五時
▽日曜日・休日：午前九時～午後〇時三十分

3、貯金・保険の窓口取扱時間は従来どおりです。

③集配郵便局(別所、塩田、東塩田、浦里、川辺、大屋、殿城)

▽平日：午前九時～午後五時
▽土曜日：午前九時～午後〇時三十分

▽日曜日・休日：取り扱いません

④無集配郵便局

従来どおりです。

上田築城400年祭
シンボルマークを募集

真田の紋どころ六連銭をアレンジした新しいセンスのシンボルマークをお寄せください。詳しくは観光課(☎24100内線608)まで、お問い合わせください。

3月の乳幼児健康診査

昭和58年3月の乳幼児健康診査を下記により行います。受付時間は、いずれも午後1時から2時。

母子健康手帳をお持ちください。

会場	健診	実施日	対象児
上田市保健センター	4か月児	3月1日	57年10月16日～10月31日生
		3月16日	57年11月1日～11月15日生
	10か月児	3月2日	57年4月16日～4月30日生
		3月17日	57年5月1日～5月15日生
	1歳6か月児	3月3日	56年8月16日～8月31日生
		3月18日	56年9月1日～9月15日生
	3歳児	3月4日	55年2月1日～2月15日生
		3月10日	55年2月16日～2月29日生
塩田母子健康センター (塩田地区)	4か月児	3月8日	57年10月16日～11月15日生
	10か月児		57年4月16日～5月15日生
	1歳6か月児	3月22日	56年7月16日～9月15日生
	3歳児	—	—
川西社会福祉センター (川西地区)	4か月児	3月9日	57年10月16日～11月15日生
	10か月児		57年4月16日～5月15日生
	1歳6か月児	—	56年8月16日～9月15日生
	3歳児	—	—

今月の納税

固定資産税 第4期
(都市計画税)

国民健康保険税 第9期

今月の納税は、固定資産税(都市計画税)第4期と国民健康保険税第9期です。納期内に納入されますよう御協力ください。

今月の納期限は、2月28日(月)です。

＜収税課☎24100内線241・有線02691＞

税金を納めて

明るい わが郷土

(市内中学生納税標語入選作品)

登記
農地
住宅
生活保護

研修経費：市の補助がありますので、個人負担は五千円程度です。受講していただきます。

あなたの国民年金 ⑥4

今月は保険料(2・3月分)の納期月

2月は、57年度最後の国民年金保険料(第6期)の納期月です。忘れずにお納めくださるようお願いします。もし、これまでに未納の分がありましたら、それも合わせて完納されるようお願いします。

保険料は所得から控除されます

所得税の申告時期になりましたが、すでに納めた国民年金の保険料は「社会保険控除」として、所得から控除されます。

- ①57年4月に前納された方(控除額) 61,130円
- ②各期別ごと58年1月分まで完納された方(控除額) 61,200円
- ③付加年金を納めた方(控除額)

①または②へ(納めた月数×400円)を加算

国民年金のテレビ広報番組

社会保険庁提供のテレビ広報番組「きょうの健康あすの年金」が、長野放送(NBS)で放映されます。

放送日	放 送 テ ー マ	放 映 日 時
2月26日	届け出はすみやかに年金受給者現況届	毎週土曜日 午前7時30分 ～7時45分
3月5日	申し出ましょう年金選択	
3月12日	年金にも税金が!?	

〈国保年金課年金係 ☎24100内線284・有線②0711〉

人権擁護委員

5名の皆さんに委嘱

人権擁護委員に次の五名の皆さんが、一月十五日、法務大臣から委嘱されました。
砥石種次さん(緑が丘一・再任)、田口玲さん(中央六・同)、小出一則さん(中吉田・同)、坂井太賀

美さん(常田二・同)、飯島英子さん(築地・同)
ほかに、次の七名の皆さんが、人権擁護委員として活躍されています。
清水幹崇さん(岩門)、坂田堅二

さん(大屋)、朝日松司さん(千曲町)、小池恭平さん(手塚)、橋詰藤雄さん(鈴子)、横山勇司さん(仁古田)、小泉義雄さん(上小島)
人権擁護委員の皆さんは、憲法で保障されている国民の基本的人権、すなわち生命、自由および幸福追求などの権利が犯されることのないよう監視しています。また、これらの権利が犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるなど、住みよい社会をつくるため活動されています。皆さん、お気軽に御相談ください。

不用品登録情報 (主なもの) (2月7日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
アマコート	3,500円	子供のおもちゃ
電気ストーブ	2,000円	カラーテレビ
ガスオーブン	3,000円	冷凍冷蔵庫
ショール	5,000円	ラジオカセット
着物の着物	5,000円	洗濯機
掛け 3人用	5,000円	二段ベッド
35mmカメラ 1回使用	40,000円	和文タイプ
250ccバイク 1年使用	30,000円	マンドリン
ダンス 25年使用	1,000円	事務机
掛け物機	5,000円	天体望遠鏡
機 10年前	10,000円	スパイクタイヤ 500×10
折りこたつ	5,000円	軽自動車用カバー
シート靴 12年前、27cm	2,000円	応接セット
ゆづりうぶんに活用できる不用品は、どんなものでも登録しましょう。		ダブルベッド
		石油ストーブ

ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎24100内線301)へお気軽に御連絡を。紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

不用品の交換で むだのない生活を!

生活環境課では、不用品の紹介・あっせんをしています。お気軽に御利用下さい。

